

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、昭和62年度から平成3年度までは、毎年、A市役所で国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間である2年度も、ほかの年度と同じように保険料の免除申請を行い、認められたと思う。

申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であり、オンライン記録から、申立人が国民年金保険料の納付を開始した昭和61年4月以降、申立期間を除き、保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和62年度から平成3年度まで、毎年、A市役所で国民年金保険料の免除申請をしていたと主張しているところ、オンライン記録から、申立人が申立期間を除き、昭和62年度から平成4年度まで保険料の免除申請を行っていることが確認でき、毎年度免除申請を行っていたながら、申立人が申立期間のみ保険料の免除申請をしなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

旭川厚生年金 事案440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで
有限会社Aでは、10年間、毎年同じように11月から翌年の3月末までB業務等の仕事に従事していた。

申立期間の給料支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び事業主の証言から、申立人は、有限会社Aに平成14年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の平成14年3月の給料支払明細書及び事業主の回答より、当該事業所では、厚生年金保険料を当月の給与から控除していたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成14年4月1日とすべきところ、同年3月31日と誤った届出を行った。申立期間の保険料についても給与から控除し、現在、預り金となっている。」と回答しており、申立人は、10年間毎年同じように勤務しているところ、申立期間以外の年については、厚生年金保険の資格喪失日は、4月1日以降となっている上、国民年金に14年4月1日付けで加入し、保険料を納付した記録となっている。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年3月の給料支払明細書の報酬額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の資格喪失年月日は平成14年3月31日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の14年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月ころに A 市の広報紙で国民年金の記事を読み、将来のために特例納付をしようと思い、夫が市役所で国民年金への加入手続を行い、約 7 年間分の国民年金保険料 7 万数千円をまとめて納付した。

ねんきん定期便が届いて、特例納付の記録がすべて抜け落ちていることが分かったが、納付できないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月ころに申立人の夫が国民年金への加入手続を行い、申立期間である約 7 年間分の国民年金保険料をさかのぼって特例納付したと主張しているが、申立期間のうち、39 年 7 月から 41 年*月までの期間は、申立人の年齢は満 20 歳に到達しておらず、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

また、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、申立人が国民年金への加入手続を行ったとする時点では、婚姻した昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間は任意加入期間となり、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできなかつたと考えられるなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 51 年 2 月 15 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、特例納付制度は実施されておらず、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする金額 7 万数千円と実際に申立期間の保険料を特例納付した場合の金額（3 万 6,450 円）は大きく異なっている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月6日から同年10月5日まで
② 昭和54年10月10日から55年3月12日まで
③ 昭和56年10月7日から57年3月19日まで

申立期間①については、株式会社AのB工場に、知人の紹介により面接を受けて、書類で雇用契約を交わし、4か月の期限付きの雇用となった。同社には昭和58年にも勤務しているが、その時は厚生年金保険が掛けられていた。申立期間も同じ条件で勤務していたので、厚生年金保険が掛けられていないのはおかしいと考える。

申立期間②及び③については、C株式会社D工場に冬期間の短期雇用者として勤務した。昭和57年以降の勤務期間は厚生年金保険が掛けられているのに、申立期間に掛けられていないのはおかしいと考える。給料は現金で受け取っており、厚生年金の保険料が引かれていた記憶があるし、勤務当初に年金手帳を提出した記憶もある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社AのB工場からの回答及び雇用保険の加入記録（昭和54年6月7日取得から同年10月8日離職まで）により、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社AのB工場は、「申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格に関する届出、保険料納付に関する記録については、当社社員の社会保険加入台帳には無い。また、短期雇用者についての雇用条件、待遇等に関する資料は残っていないため、雇用保険の加入記録はあるが厚生年金保険の加入記録の無い従業員についての詳細は分からない。」と回答している。

また、申立人が記憶していた株式会社AのB工場の寮長には厚生年金保険

の加入記録が確認できるものの、加入状況から勤務形態が違うと思われる上、既に亡くなっているため証言が得られず、申立人が名前を挙げた同僚については名字のみの記憶であり特定することができないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる証言等は得られなかった。

申立期間②及び③について、申立人が記憶していた同僚の証言及び雇用保険の加入記録（昭和54年10月15日取得から55年3月19日離職まで、及び56年10月7日取得から57年3月19日離職まで）から、申立人が申立期間当時にC株式会社D工場勤務していたことは認められる。

一方、申立人の記憶では、C株式会社D工場では、申立期間当時、80人の短期雇用者が勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間②及び③において、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、加入期間が6か月以下の者（短期雇用者と考えられる。）は、申立期間②では3人、③では7人のみである上、申立人が、申立期間②及び③のいずれかの期間に短期雇用者として勤務していた同僚として名前を挙げた者についても、申立人同様、雇用保険の加入記録は確認できるものの、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、前述の同僚は、申立期間には厚生年金保険に加入していないことを認識していた旨証言しており、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月16日から同年12月4日まで
昭和35年6月16日にA事業所に採用され、同年12月3日まで臨時補充員として勤務した。申立期間は、B局（当時）から給与が支給されていた。同事業所で勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局の申立人に係る人事記録及びC株式会社D支社長発行の在職期間証明書から、申立人が、申立期間においてA事業所の臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年9月1日であり、申立期間において同事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、事業主に照会したところ、「当時の資料が無く不明。」と回答しており、C株式会社D支社では、「当時の関係書類等が現存していないため不明。」と回答している。

さらに、申立人が保管している「昭和35年分 給与所得源泉徴収票」には、社会保険料控除額は781円と記載されていることが確認できるが、当該源泉徴収票の支払金額から算出した当該給与に相当する標準報酬月額に基づく社会保険料額（健康保険料及び厚生年金保険料）は、4,116円となることから、当該社会保険料控除額（781円）が厚生年金保険料であるとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成2年8月1日まで
高校を卒業後、昭和58年4月1日にA株式会社B営業所に入社し、62年10月からは給与が15万円となり、その後、平成2年9月に退職するまで給与額の変動は無かった。申立期間の標準報酬月額が下がっているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社（現在は、株式会社C）における、申立人の標準報酬月額の記録は、昭和62年10月から63年9月までは15万円、申立期間の63年10月から平成2年7月までは13万4,000円、2年8月から同年9月30日に資格を喪失するまでの期間は15万円となっているところ、申立人は62年10月に給与が15万円となり、その後、退職するまで給与額に変動は無かったと主張している。

しかしながら、申立人は申立期間当時の給与額を確認できる資料等は保管しておらず、A株式会社では「当時の書類等は廃棄しており、申立てどおりの届出を行ったかは不明。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間については、標準報酬月額の随時改定等がその間2回行われていることとなるが、2回にわたり社会保険事務所（当時）が届出を誤って処理したとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、申立人と同日の平成2年8月1日に随時改定されている従業員が多数確認できることから、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。